

宅地防災対策を支援します！

東日本大震災で被災した宅地のかさ上げや擁壁の復旧などに対する支援制度があります。

【受付期限】 令和3年3月31日（工事が完了し、なおかつ、実績報告書を提出する期限です）

※原則、工事が始まる前に相談ください

●防災対策工事

・対象者

東日本大震災により半壊以上の判定を受け、住宅再建のために下記工事を実施する所有者

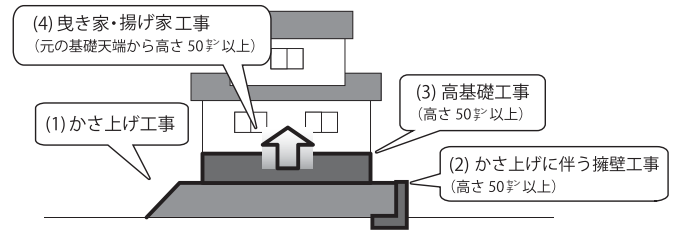
・対象宅地

個人が所有する居住に供する宅地（営利を目的とする貸家、事業所、非住家などの宅地は対象外）

・対象工事・助成内容

対象経費の2分の1を助成

- (1)かさ上げ工事(上限20万円)
- (2)かさ上げ工事に伴う擁壁工事(上限100万円)
- (3)高基礎工事(上限100万円)
- (4)曳き家または揚げ家工事(上限300万円)



●被災宅地復旧工事（擁壁など）

・対象者

東日本大震災により被災した宅地の所有者、管理者など

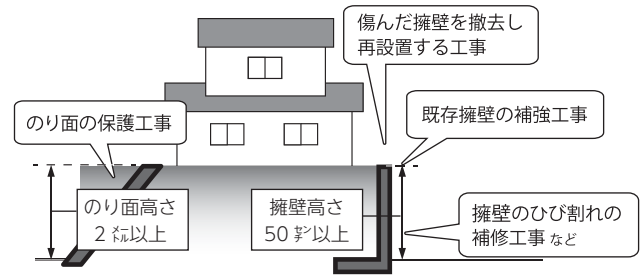
・対象宅地

個人が所有する居住に供する建築物がある一団の土地（営利を目的とする貸家、事業所、非住家などの宅地は対象外）

・対象工事・助成内容

対象経費の2分の1を助成、上限150万円

のり面の保護工事、擁壁の設置又は補強・補修工事など



問 都市計画課総務係 ☎364-2510

東日本大震災塩竈市追悼式

東日本大震災により犠牲となられた市民の方々を追悼するため、追悼式を行います。

とき 3月11日(水) 午後2時10分から

ところ 塩釜ガス体育館（今宮町9番1号）

・市民の皆さまも献花していただけますので、ご参列ください。

・追悼式は無宗教で執り行います。

・市内中学校吹奏楽部による追悼演奏を行います。

・ご供花、ご供物、ご香典などは辞退申し上げます。

・駐車場に限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。

追悼献花所

同日、献花所を設けております。多くの方々の献花をお願いいたします。

とき 3月11日(水) 午後1時から午後4時まで

ところ 塩竈市東日本大震災モニユメント

（海岸通196番4千賀の浦緑地内）

- ・時間内は自由にどなたでも献花を行っていただけます。
- ・献花用の花は準備しておりますが、数に限りがあります。
- ・会場には駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

黙とうのご協力を

東日本大震災の発生から9年を迎えます。震災で亡くなられた方々のご冥福をお祈りするため、午後2時46分から1分間の黙とうにご協力をお願いいたします。

問 総務課総務係 ☎355-5007